

## 番号法第 30 条第 1 項による行政機関個人情報保護法の読み替え（情報提供等の記録について）

※下線部読み替え

行政機関個人情報保護法（読み替え後）	行政機関個人情報保護法（読み替え前）
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第 8 条 行政機関の長は、<u>利用目的</u>以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。</p> <p>(適用除外)</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第 8 条 行政機関の長は、<u>法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目</p>

行政機関個人情報保護法（読み替え後）	行政機関個人情報保護法（読み替え前）
<p>(適用除外)</p> <p>(適用除外)</p>	<p>的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p>
<p>(適用除外)</p>	<p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>第9条 行政機関の長は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>
<p>(開示請求権)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>

行政機関個人情報保護法（読み替え後）	行政機関個人情報保護法（読み替え前）
<p>（開示請求の手続）</p> <p>第 13 条 略</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の<u>代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>（開示請求の手続）</p> <p>第 13 条 略</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の<u>法定代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>
<p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第 14 条 略</p> <p>一 開示請求者（第 12 条第 2 項の規定により<u>代理人</u>が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 23 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>	<p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第 14 条 略</p> <p>一 開示請求者（第十二条第二項の規定により<u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>
<p>（適用除外）</p>	<p>（事案の移送）</p> <p>第 21 条 略</p>
<p>（適用除外）</p>	<p>（他の法令による開示の実施との調整）</p> <p>第 25 条</p>
<p>（訂正請求権）</p> <p>第 27 条 略</p> <p>2 <u>代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p>	<p>（訂正請求権）</p> <p>第 27 条 略</p> <p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p>

行政機関個人情報保護法（読み替え後）	行政機関個人情報保護法（読み替え前）
<p>（訂正請求の手続）</p> <p>第 28 条 略</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の<u>代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>（訂正請求の手続）</p> <p>第 28 条 略</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の<u>法定代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>
<p>（適用除外）</p>	<p>（事案の移送）</p> <p>第 33 条 略</p>
<p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第 35 条 行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外のものに限る。）</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第 35 条 行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>当該保有個人情報の提供先</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>
<p>（適用除外）</p>	<p>（利用停止請求権）</p> <p>第 36 条 略</p>
<p>（適用除外）</p>	<p>（利用停止請求の手続）</p> <p>第 37 条 略</p>

行政機関個人情報保護法（読み替え後）	行政機関個人情報保護法（読み替え前）
（適用除外）	（保有個人情報の利用停止義務） 第 3 8 条 略
（適用除外）	（利用停止請求に対する措置） 第 3 9 条 略
（適用除外）	（利用停止決定等の期限） 第 4 0 条 略
（適用除外）	（利用停止決定等の期限の特例） 第 4 1 条 略